

3 / 24 (火) の行事

報道発表資料の配付日時 3月23日(月) 15時30分

発表項目 (行事名)	令和元年度第2回北海道水域利用調整協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和元年度第2回北海道水域利用調整協議会を次のとおり開催します。</p> <p>1 日時 令和2年3月24日(火) 14:00～</p> <p>2 場所 札幌市中央区北2条西7丁目 道立道民活動センター かでる2・7</p> <p>3 その他 会議は公開とします。事前の申込みは不要です。</p>		
参考	<p>北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例(抜粋)を添付 (北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例とは、水難事故を防止し、人が楽しく安全に水域で遊べるよう作られた条例で、平成16年から施行されています。今回の協議会では、今年度の水域の実態調査の結果などについて協議します。)</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>新型コロナウイルスの感染防止のため、センター入館時に、西側入口に備え付けのアルコール消毒液をご使用いただきますようお願い致します。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>総務部危機対策局危機対策課危機調整グループ(担当者:主幹 富永 誠) TEL 011-231-4111 内線22-556</p>		

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（抜粋）

（水域利用調整区域）

第18条 知事は、水難事故等を防止するために必要があると認めるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止することができる。

2 知事は、市町村その他関係するものからの申出により水域利用調整区域の指定をすることができる。

3 水域利用調整区域は、港則法（昭和23年法律第174号）その他法令により船舶交通等の制限又は禁止がされる区域以外の区域とし、人が遊泳し、船舶が頻繁に航行し、又は漁業施設が設置され、その他プレジャーボート等の航行又はこれを使用したレクリエーション活動に伴い人の生命、身体及び財産に対する危険を生じるおそれのある水域について、これらを防止するために必要な最小限のものに限られなければならない。

4 水域利用調整区域は、標識の設置その他の方法により識別できるものでなければならない。

（指定手続）

第19条 知事は、水域利用調整区域の指定をしようとするときは、水域利用調整協議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、水域利用調整区域の指定をしようとするときは、当該区域が属する市町村の長及び当該区域の一部又は全部を管理する者の意見を聴かななければならない。

3 知事は、水域利用調整区域の指定が漁業権の侵害防止等に関係するものであるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

第4章 水域利用調整協議会

（設置）

第25条 第19条第1項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ水域利用調整区域に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、水域利用調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第26条 協議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第27条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 海洋に関するレクリエーションの関係者
- (3) 漁業に関する団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第28条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第29条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第30条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。